

# あきた2期地区活性化計画

秋田県

平成20年2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	あきた2期地区						
都道府県名	秋田県	市町村名	大館市・北秋田市・湯沢市・羽後町	地区名(※1)	大館・南鷹巣・幸屋・湯沢・羽後	計画期間(※2)	平成20年度～平成23年度

## 目標 : (※3)

林業生産性の向上を図り、継続的で安定的な林業経営と県産材の利用促進により、林業従事者の安定的な雇用場を増やし、当該地域への定住化を図ることによる地域活性化を目標とする。具体的な数値目標として、過去5年間のスギ素材生産量に対し、2.81%増加を目指すとともに、林業従事者の減少率を7.63%から4.96%に下げ止めを図る。また、地域材を利用した住宅建築の普及・啓発を兼ねた木造のコミュニティ施設を、大館市小泉地区、北秋田市南鷹巣地区・幸屋地区、羽後町明治地区で整備し、地域の木材利用の推進を図るとともに、定住化の促進を図り、大館市小泉地区5.00ポイント、羽後町の定住化1.25ポイントの上昇目指し、北秋田市南鷹巣、幸屋地区の交流人口を2239人の増加で0.80%の増を目指す。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

本県は、日本海沿岸にあり面積は11,612km<sup>2</sup>、全国第6位の広さである。岩手県との県境を奥羽山脈が南北に縦走り、奥羽山脈と南北に延びる出羽山地との間には、県北では鷹巣、大館、花輪、県南では横手盆地が形成され、その盆地の中を米代川、雄物川、子吉川の三大河が貫流しており、これらの河川に沿って肥沃な耕地が展開している。本県の森林面積は、821,000haで県土の71%を占めている。このうち民有林におけるスギ人工林は237,000haに達し、民有林の1ha当たりの蓄積は213m<sup>3</sup>になるなど成熟度を高めてきており、「国産材時代をリードする木材供給基地」としての資源的基盤が着々と整備されてきている。

### 現状と課題

本県における秋田スギについては、全国的にも有名であり、スギ人工林面積・蓄積及び素材生産量は全国トップクラスで推移しているが、外国産材の増大や木材価格の低迷による林業収入の悪化、林業従事者の高齢化や後継者不足により地域活性力が低下している。今後、いかにして林業生産性の向上を図り、継続的で安定的な林業経営を行い、地域の活性化を図っていくかが課題となる。

### 今後の展開方向等(※4)

木材価格の低迷や林業収入の悪化、後継者不足が進む中、成熟度を高めてきている秋田スギというブランド品を持つ本県としては、この地域産物を有効活用した地域活性化を目指すこととする。具体的には、林業生産性の向上を図るため、作業道等路網の整備を実施し、林内路網密度を上げ、高性能林業機械の導入するなど効率的な林業生産システムの構築を行う。また、県産材の利用促進を図るため、少子高齢化対策、青少年健全育成活動、地域コミュニケーション活動、交流会等の地域の拠点施設に木材を利用するとともに、それらを通じて利用促進のための普及啓発活動を推進する。なお、活性化計画終了年度の翌年度には、スギ素材生産量の2.81%増加と林業従事者の減少率4.96%及び大館市小泉地区5.00ポイント、羽後町の1.25ポイントの定住化ポイントの上昇、北秋田市南鷹巣地区・幸屋地区での交流人口2239人増加という目標達成状況を検証する。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
大館市	大館	地域資源循環活用施設(リサイクル施設)	秋田県	有	ニ	
		地域住民活動支援促進施設(高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械設備)	大館市	有	ニ	
北秋田市	南鷹巣・幸屋	地域住民活動支援促進施設(高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械設備)	北秋田市	有	ニ	
湯沢市	湯沢	地域資源循環活用施設(リサイクル施設)	秋田県	有	ニ	
羽後町	羽後	地域住民活動支援促進施設(高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械設備)	羽後町	有	ニ	

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該当無し
------

### 3 活性化計画の区域(※1)

あきた2期地区(大館市ほか)	区域面積(※2)	194,768 ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積194,768ha(DID地区を除く)のうち、農林地面積は165,552haとなり、農林地率は85%を占める。 またその内、地域住民活動支援促進施設については、総面積26,204haで農林地面積は21,787haとなり、農林地率は83%を占めている。		
②法第3条第2号関係: 林業従事者の減少(H14→H18で22%減)、林業従事者の高齢化傾向からみて、活性化のため定住等の促進及び維持を図る地域として必要不可欠な区域である。		
③法第3条第3号関係: 市街地を形成している区域は含んでいない。		

#### 【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

毎年行われている、農林水産省発行の木材需給報告書を基に、当該区域のスギ素材生産量目標数値を確認することとし、林業従事者の目標数値については、県で毎年行っている林業事業体調査により確認を行うものとする。定住化指数及び交流人口については、事業主体である市町村が区域内の交流人口の統計を取り、目標の達成について確認を行うものとする。

また、秋田県知事が行う政策等の評価に関する実施計画における事業評価(中間・事後)を実施する。

### 【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。  
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。